

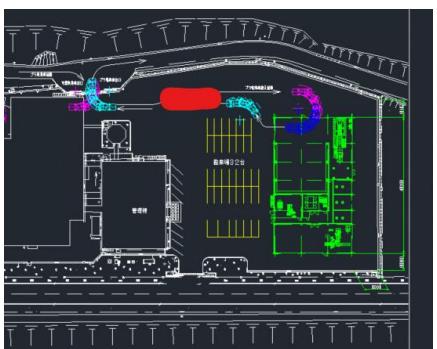
## 募集要項等に関する第2回質問に対する回答

## 1. 募集要項

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	33	添付資料 3			<p>第1回質問に対する回答 No. 40 貴市ご回答では 「本施設が運転停止の際には、買電により、両施設への送電が必要となりますので、2-1. 要求水準書（設計・建設業務編）に対する質問No20の回答を参考に買電額を想定してください。なお、その量と実際との差額は事業者負担となります。」とございます。 資源化工場及びヘルシーランド福島の買電量（額）を想定の場合、各社想定が異なることで公平性を保てないと考えますので、条件を統一した使用電力量をご指示頂けますようお願い致します。 また、資源化工場及びヘルシーランド福島は貴市運転管理のため、貴市ご提示量と実際の差額については貴市負担でお願いできませんでしょうか。</p>	<p>前段については、各施設の月ごとの使用電力量を参考に事業者側で算出してください。 後段は、第1回質問回答募集要項No40回答のとおりです。</p>

## 2-1. 要求水準書（設計・建設業務編）

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	4	第1章	第1節	8 2)	防火水槽 計画施設においては消防法施行令第27条による防火水槽の設置要件には該当しないと考えていますが、開発関係での防火水槽の設置要件には該当しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示7）に基づきます。
2	4	第1章	第1節	8-3)-(1)	個別対話の際の、事業説明（本事業の特徴）において説明頂いた「4. 周辺環境に配慮した施設」での「十分な緩衝緑地帯」については、第1回質問回答（2-1. 要求水準書（設計・建設業務編））に対する回答No.4と同様、二期工事終了後の要件と捉えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	6	第1章	第2節	1 3)	第1回質問に対する回答のNo. 9で提示いただいた過去3年分の家庭系ごみ搬入搬出データに記載の燃えるごみの搬入量は年間約1,026～1,244トンですが、この数値は直接搬入者（委託業者及び許可業者以外の搬入者）分のみを集計したものと考えてよろしいでしょうか。 また、年間操炉計画を作成するため、全ての搬入ごみ（委託業者、許可業者および直接搬入者の合計）の月別のごみ搬入量データがあればご提示いただけないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、後日、家庭系以外のごみ量を含めたデータをCD等にて提供します。
4	7	第1章	第2節	5	要求水準書（設計・建設業務編）の第1回質問回答No. 15において、ストックヤードで受入対応をする職員は別とのご回答をいただきましたが、ストックヤードの受入対応は貴市職員にてご対応いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	8	第1章	第2節	7 2)(10)	要求水準書（設計・建設業務編）の第1回質問回答No. 22において、本年1月末を目途に特高受電の地中埋設引込を検討されているとのことですが、方針決定状況をご教示下さい。	建設予定地周辺まで架空にて送電され、最終鉄塔から敷地内への引込方法（地下埋設、ガントリー等）は、事業者提案とします。
6	8	第1章	第2節	7 2)(10)	要求水準書（設計・建設業務編）の第1回質問回答No. 22において、特高受電を地中埋設引込にする場合の具体的な埋設ルートを図示願います。また、施工時期をご教示下さい。	前段については、2月10日送付のメールを参照してください。 後段については、一般電気事業者との協議によります。
7	8	第1章	第2節	2) (10)	第1回質問に対する回答のNo. 22において特別高压1回受電の接続方式について地下埋設による引込を検討中とあります が、接続方式が既に決定していたらご教示いただけないでしょうか。 未定の場合は決定日をご教示いただけないでしょうか。	No. 5を参照してください。
8	12	第1章	第2節	10 2)(3)	(3)法定外有害物質は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第二十条より、本施設が排水指定施設には該当しない為、規制対象外と認識しております。また、これらのほとんどは農薬類であり、本施設から排出されるものではないと認識しておりますが、(3)は性能保証値ではなく参考値と考えて宜しいでしょうか。	本施設の公害防止基準ですので遵守してください。
9	33	第1章	第9節	3) 3)	第1回質問に対する回答のNo. 36において二期工事である跡地利用については、非価格審査において「審査対象としません。ただし、脱炭素社会への貢献の項目（先進的な提案）における跡地利用を前提とした本工事事業で実施する事前準備は審査対象とします。」とあります。 一方で、基礎審査に関する提出書類（様式5-6の「1 全体配置図及び動線計画図」）には二期工事終了時点の図面を含むこととありますので、二期工事終了後の図面を基礎審査資料として提出するが、非価格審査における全体配置、動線計画などについての評価対象は一期工事に関する範囲のみと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

10	34	第1章	第9節	3 3) (1)	<p>第1回質問に対する回答 No.39 貴市ご回答では 二期工事時の貴市職員数では計量棟（3名）、ストックヤード（3名）、資源化工場（市2名、委託業者8名）となっております。 貴市職員数は、運営開始時は20名、2期工事以降将来的に16名の予定であるとの理解でよろしいでしょうか。 内訳：管理棟内勤（6名）、計量棟（3名）、小動物（2名）、ストックヤード（3名）、資源化工場（2名）もし、想定が異なるようであれば改めて内訳をご教示頂きたくよろしくお願ひ致します。</p>	<p>市職員数及び配置については、第1回質問回答要求水準書(設計・建設業務編)No.118のとおりです。 一期工事完了時と二期工事完了時では、配置が異なりますので、計量受付（ストックヤード含む）10名が、流動的に配置されるとご理解ください。</p>
11	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	<p>第1回質問に対する回答 No.39, 134 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09. 資源化工場完成図 (DXF) ¥全体動線 YSYU-DOU3.DXF</p> <p>資源化工場用計量機の台数が1台となっていますが、頻度と動線を考慮し、入口計量時と出口計量時の通行方向を逆向きとしても宜しいでしょうか。</p> 	資源化工場の計量は搬入時の1回のみとなります。
12	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	<p>第1回質問に対する回答 No.39, 134 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09. 資源化工場完成図 (DXF) ¥全体動線 YSYU-DOU3.DXF</p> <p>CADデータから判断すると、資源化工場への搬入車両の入退出は、焼却施設の搬出入車両と同じ門（市道側）を使用する、と理解して良いでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
13	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	<p>第1回質問に対する回答 No.39 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09. 資源化工場完成図 (DXF) ¥全体動線 YHAN-DOU4.DXF</p> <p>資源化工場用搬出車両の軌跡図から判断すると、本車両は計量機には乗らない車両と理解して良いでしょうか。また、入退出は県道側でしょうか。</p> 	前段、後段ともにご理解のとおりです。

14	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	第1回質問に対する回答 No.39 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09.資源化工場完成図（DXF）￥全体動線 YHAN-DOU4.DXF 不適物搬出車両動線が図示されていますが、県道側から入退出するのでしょうか。それとも市道からから入退出するのでしょうか。	市道側から入退出しています。
15	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	第1回質問に対する回答 No.39 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09.資源化工場完成図（DXF）￥全体動線 YHAN-DOU4.DXF 資源化工場の周回車両動線は時計回りの一方通行でしょうか。それとも対面通行でしょうか。	不適物搬出車両は、資源化工場を周回せず、市道を通り、不適物貯留ヤードと焼却工場を往復します。
16	34	第1章	第9節	3. 3) (1)	第1回質問に対する回答 No.39 2022.12.23入手追加添付資料 ¥09.資源化工場完成図（DXF）￥全体動線 YHAN-DOU4.DXF CADデータでは駐車場32台と記載してありますが、第1回質問に対する回答No39では資源化工場用10台程度とのご指示でした。既存の32台を10台に削減する提案をすればよい、と理解すれば良いでしょうか。	既存の駐車場32台は、管理棟利用者用、公用車用等を含めての台数となりますので、資源化工場用としては、10台程度として提案してください。
17	34	第1章	第9節	3-3)-(1)	第1回質問に対する回答 No.39 跡地整備用地で必要な駐車場台数・上記人数等を参考にご提案ください。（資源化工場用10台程度、ヘルシーランド福島用駐車場含む）とのご回答でしたが、ヘルシーランド福島用駐車場については、1期工事と2期工事で合計80台を確保すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	34	第2章	第2節	1 5) (1)	本装置は搬入・搬出車等に対して計量操作を行うものとし、料金の計算、料金徴収納付書、領収書等の発行を行うものとする。とありますが、料金徴収の対象となる車両をご教示願います。ホームページを確認すると、一般市民の持込は無料と見受けられますので、出口計量では重量のみを計測し、料金授受はないものと理解して良いでしょうか。	市民が家庭系のごみを持ち込んだ場合は無料ですが、事業系のごみを持ち込んだ場合は有料となります。
19	42	第1章	第12節	4	負担金 本施設に関する上水の加入金、電話の加入権及び電気の引込工事負担金については、本市負担とする。とありますが、上水の引込工事負担金についても、貴市負担との理解でよろしいでしょうか。建設事業者にて負担とする場合は、見込むべき負担金についてご提示をお願いします。	上水の引込工事については、水道加入金は本市負担、工事施工は本事の中で事業者の費用負担にて施工してください。 (要求水準書P31を修正します。)
20	49	第2章	第2節	1	計量での料金徴収にキャッシュレス決済を提案した場合、クレジットカードなどの手数料は貴市にてご負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	現在、市民持ち込みの家庭ごみの処理手数料は無料、事業者持ち込み分は大半が月払い（納付書）となっています。一方、小動物焼却については、年間約2,100頭のうち約1,700頭分の手数料（約2,500千円）を管理棟で現金徴収しています。したがって、上記を踏まえた提案は可とします。また、手数料の負担については本市負担の方向で検討します。
21	52	第2章	第2節	4	要求水準書添付資料12 表2-8において、ダンピングボックスを使用する車両として、①市関係、②家庭系持込、③事業系持込、④事業系（産廃）の4種類が指定されています。要求水準書P7の搬出入車両では、③④の事業者は2t トラック、4t トラックで搬入すると読み取れますが、2tあるいは4t トラックの全量をダンピングボックスに排出する、ということでしょうか。	③④の搬入車両の全ての車両をダンピングボックスで受け入れるわけではありませんが、選別作業を効果的に実施するため、積載物を数回に分けて排出する等の方法により、過大な施設とならないような提案をしてください。
22	52	第2章	第2節	4	要求水準書添付資料12 表2-8において、ダンピングボックスを使用する車両として、①市関係、②家庭系持込、③事業系持込、④事業系（産廃）の4種類が指定されています。要求水準書P52ダンピングボックスの要求事項として、「危険物・処理困難物及び有価物の選別作業を行うことができる構造とする」とありますが、③④の事業系持込について、ダンピングボックス上で危険物・処理困難物及び有価物の選別作業を行うということでしょうか。既設の実態も踏まえてご教示御願いします。	ご理解のとおりです。

					2022.12.23入手追加添付資料 ￥13.家庭系ごみ搬入搬出データ 過去3年分	ご理解のとおりです。																																																																																																																																																																																							
23	52	第2章	第2節	4	<p>家庭系持込の最大車両台数については、12. 搬入車両台数についての検討.pdfの表2-8 (P12/21) に記載されているように、121台と理解していますが、過去3年分のデータを見ると、121台を超過している実績が数多く見受けられます。今後、ごみ減量化が進み、表2-8の車両台数を想定している、と理解して良いでしょうか。</p> <p>表2-8 新施設における車両区分（○：あり）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>HDD平均車両台数 （台）</th> <th>平均車両台数 （台）</th> <th>90%車両 車両台数 （台）</th> <th>最大車両台数 （台）</th> <th>車両整理用 車両区分</th> <th>計量事務 ダンピング ボックス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搬入・生糞</td> <td>60</td> <td>45</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸料・廃棄所</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>無料事業者+紙類運別不適</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>20</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>20</td> <td>市町村</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業者（機械）</td> <td>79</td> <td>61</td> <td>96</td> <td>121</td> <td>事業者</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業者・持込</td> <td>51</td> <td>38</td> <td>53</td> <td>64</td> <td>事業者持込</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事業者（廃液）</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>事業者持込（廃液）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廻フリ運河回燃</td> <td>10</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>14</td> <td>廻フリ運河回燃</td> <td></td> </tr> <tr> <td>卸料・廃棄物</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>無料事業者+紙類運別不適</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>不燃</td> <td>63</td> <td>64</td> <td>102</td> <td>211</td> <td>家庭系不燃</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>39</td> <td>41</td> <td>64</td> <td>103</td> <td>家庭系不燃</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>31</td> <td>56</td> <td>家庭系不燃</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>上記の他</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>家庭系不燃</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他プラ</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不燃（埋立）</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>し尿・汚泥</td> <td>0</td> <td>32</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>17</td> <td>17</td> <td>37</td> <td>37</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有吉丸駅</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>搬出</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>焼却炉汚</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資源物</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>空瓶</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型家電</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>委託</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>389</td> <td>358</td> <td>500</td> <td>774</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	HDD平均車両台数 （台）	平均車両台数 （台）	90%車両 車両台数 （台）	最大車両台数 （台）	車両整理用 車両区分	計量事務 ダンピング ボックス	搬入・生糞	60	45	60	90	委託		卸料・廃棄所	2	2	1	4	無料事業者+紙類運別不適	○	市町村	20	13	18	20	市町村	○	事業者（機械）	79	61	96	121	事業者	○	事業者・持込	51	38	53	64	事業者持込	○	事業者（廃液）	2	1	1	2	事業者持込（廃液）	○	廻フリ運河回燃	10	7	10	14	廻フリ運河回燃		卸料・廃棄物	1	—	—	—	無料事業者+紙類運別不適	○	不燃	63	64	102	211	家庭系不燃	○	粗大ごみ	39	41	64	103	家庭系不燃	○	資源物	16	16	31	56	家庭系不燃	○	上記の他	9	9	9	9	家庭系不燃	○	その他プラ	11	11	11	11	委託		不燃（埋立）	2	2	2	2	委託		し尿・汚泥	0	32	12	12	委託		下水道	17	17	37	37	委託		有吉丸駅	3	2	2	2	委託		搬出	2	1	1	1	委託		焼却炉汚	3	2	2	2	委託		下水道	2	2	2	2	委託		粗大ごみ	2	2	2	2	委託		資源物	4	4	4	4	委託		空瓶	4	4	4	4	委託		小型家電	1	1	2	2	委託		合計	389	358	500	774			令和3年度 家庭系ごみ搬入搬出集計表	
区分	HDD平均車両台数 （台）	平均車両台数 （台）	90%車両 車両台数 （台）	最大車両台数 （台）	車両整理用 車両区分	計量事務 ダンピング ボックス																																																																																																																																																																																							
搬入・生糞	60	45	60	90	委託																																																																																																																																																																																								
卸料・廃棄所	2	2	1	4	無料事業者+紙類運別不適	○																																																																																																																																																																																							
市町村	20	13	18	20	市町村	○																																																																																																																																																																																							
事業者（機械）	79	61	96	121	事業者	○																																																																																																																																																																																							
事業者・持込	51	38	53	64	事業者持込	○																																																																																																																																																																																							
事業者（廃液）	2	1	1	2	事業者持込（廃液）	○																																																																																																																																																																																							
廻フリ運河回燃	10	7	10	14	廻フリ運河回燃																																																																																																																																																																																								
卸料・廃棄物	1	—	—	—	無料事業者+紙類運別不適	○																																																																																																																																																																																							
不燃	63	64	102	211	家庭系不燃	○																																																																																																																																																																																							
粗大ごみ	39	41	64	103	家庭系不燃	○																																																																																																																																																																																							
資源物	16	16	31	56	家庭系不燃	○																																																																																																																																																																																							
上記の他	9	9	9	9	家庭系不燃	○																																																																																																																																																																																							
その他プラ	11	11	11	11	委託																																																																																																																																																																																								
不燃（埋立）	2	2	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
し尿・汚泥	0	32	12	12	委託																																																																																																																																																																																								
下水道	17	17	37	37	委託																																																																																																																																																																																								
有吉丸駅	3	2	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
搬出	2	1	1	1	委託																																																																																																																																																																																								
焼却炉汚	3	2	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
下水道	2	2	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
粗大ごみ	2	2	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
資源物	4	4	4	4	委託																																																																																																																																																																																								
空瓶	4	4	4	4	委託																																																																																																																																																																																								
小型家電	1	1	2	2	委託																																																																																																																																																																																								
合計	389	358	500	774																																																																																																																																																																																									
24	79	第2章	第6節	2	要求水準書(設計・建設業務編)の第1回質問回答No.52において、ヘルシーランド福島への温水供給設備は貯湯槽の設置などで、最大1926MJ/hの供給ができればよいとのことですが、最大供給時間は、一日当たり何時間を想定されているかご教示ください。	温水供給設備の提案によります。																																																																																																																																																																																							
25	79	第2章	第6節	2	ヘルシーランド福島への一日の平均供給熱量をご教示ください。	今後、CD等にて提供する蒸気供給量より推測してください。																																																																																																																																																																																							
26	79	第2章	第6節	2	ヘルシーランド福島への一日の供給熱の負荷変動がわかる資料を提供願います。	現在は24時間蒸気を供給しているため、時間別の提供できるデータはありません。																																																																																																																																																																																							
27	79	第2章	第6節	2	添付資料の第1回質問回答No.34において、ヘルシーランド福島側も別途工事にて温水対応のものに機器更新をされるとの記載があります。既設の貯湯槽系統は熱源が蒸気のため熱交換器一体型の貯湯槽とされていますが、機器更新後は熱源が温水（60～70℃）に下がるため、市販されている熱交換器一体型貯湯槽では能力不足となる恐れがあります。機器更新の計画は、熱交換器と貯湯槽を分けてそれぞれで選定されるものと考えてよろしいでしょうか。	改修計画の参考とさせていただきます。																																																																																																																																																																																							
28	79	第2章	第6節	2	第1回質問に対する回答のNo.54において「温水供給設備の検討を行なうにあたり、既設のヘルシーランド福島への月別、日別、時刻別の蒸気による供給熱量に関して提供できる資料はありません。」とありますが既設あぶくまクリーンセンター側で蒸気供給量に関わる運転データ（入口温度、戻り温度、流量、圧力等）を取得していましたらご提示いただけないでしょうか。	後日、日別の蒸気供給量のデータをCD等にて提供いたします。																																																																																																																																																																																							
29	100	第2章	第10節	3 2) 1)	無機系排水処理槽類の汚泥濃縮槽と濃縮汚泥貯留槽の設置につきまして、凝集沈殿槽からごみビットへ直接汚泥を移送するフローの提案をお認めいただけないでしょうか。汚泥濃縮槽と濃縮汚泥貯留槽を省略することで、イニシャルコストの削減と水槽用に設けるポンプ分の消費電力量削減につながります。	要求水準書を基本としつつ効果的な提案は可とします。																																																																																																																																																																																							

30	103	第2章	第11節	2	<p>地下埋設による特高引込となった場合はガントリー不要となるため、特高引込ルートを公告時の屋外受電設備設置予定箇所側ではなく、県道309号（岡部・渡利線）側から工場棟へ引込むルートとなるよう、東北電力ネットワーク様とご調整いただくことは可能でしょうか。また、東北電力ネットワーク様との責任分界点は工場棟内の特別高圧受電盤の受電端子部と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、No. 6を参照してください。 後段については、架空での引込の場合は、図のとおりです。</p> <p>地中線での引込の場合は、機器構造や種別により異なる場合があるため、一般電気事業者との協議になります。</p> <p>また、一般的な場合の費用負担については、最終鉄塔から敷地境界までは、一般電気事業者負担となります。 敷地内の管路工事は事業者負担となります。 送電線の引込に関しては、敷地境界からGISまでのこう長が50m以内の場合は、一般電気事業者の負担、50mを超える場合は、敷地境界からGISまで全てが事業者負担となります。</p>
31	103	第2章	第11節	2. 2-1	第1回質問に対する回答 No. 22, 64, 68他  地下埋設引込（ガントリー不要）とのことですが、最終決定事項でしょうか。決定事項でないとすると、いつ方針決定されるのかご教示願います。	No. 5を参照してください。
32	103	第2章	第11節	2. 2-1	第1回質問に対する回答 No. 22, 64, 68他  地下埋設引込の場合はガントリー不要とのことですが、想定される電路ルートについてご教示願います。	No. 6を参照してください。
33	109	第2章	第11節	7	非常用発電設備から資源化工場とヘルシーランド福島への送電は見込まなくとも良いというご指示ですが、これは要求事項ではないが、提案を妨げるものではない、と理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	112	第2章	第11節	10, 11	CDにてご提供いただきました図面において、ヘルシーランド福島の施設内に自家発電設備がございますが、焼却プラント側へ逆充電されないようインターロックが取られているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	112	第2章	第11節	10 5)	CDにてご提供いただきました図面において、資源化工場の単線結線図がありませんでしたので、ご提示いただけませんでしょうか。	後日、CD等にてデータを提供します。
36	112	第2章	第11節	10 5)	公告時の添付資料「電路ルート（現況）」に記載のある高圧引込み取合点（場内第1柱）は既存焼却施設の受電用であれば、配線経路確認のため既存焼却施設までの電路図をご提示いただけませんでしょうか。	後日、CD等にてデータを提供します。
37	112	第2章	第11節	10 5)	仮設配管・配線は事業者提案との理解で宜しいでしょうか。また、仮設配管・配線を2期工事で本設の自営線として転用する可能性は無いという理解で宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

					5-7 施設CG展示装置のイメージは、要求水準にある「敷地全体、施設の立体・断面模型のCGデータ」をコンテンツとして制作することになるかと思うのですが、添付のような機能的でシンプルなものをイメージされているのか、プロジェクトマッピング等を多様した豪華なものを想定されているのか、為念どちらを想定されているのかご意見をお聞かせください。	要求水準書を超える内容については提案とします。
38	125	13	5	(3)		
39	130	第3章	第1節	1-3)-(3)-(2)	「仮設道路、駐車場については協議の上、施工すること」とあります。設計・建設業務期間は契約締結日(令和5年9月下旬)から令和10年3月31日までとなっており、その期間における作業員の駐車場等として阿武隈川河川敷の使用は許可いただけると考えてよろしいでしょうか。(あぶくま親水公園や北側の砂利地を想定しております)	各管理者と協議してください。
40	132	第3章	第1節	1-9(2)	要求水準書(設計・建設業務編)の第1回質問回答No.111において、作業時間は要求水準書の通りとの回答をいただきました。一方で、特車申請車両など通行時間が限定されるものについてはご指定の時間外となる場合があります。特別な理由により時間外作業が生じる場合は、ご協議いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	142	第3章	第2節	1 3)(2)	第1回質問に対する回答 No.118 貴市No.118ご回答では貴市職員20名の内訳として、管理棟内勤6名、計量受付(ストックヤード含む)10名、小動物2名、資源化工場2名の想定です。とのご回答になっております。 計量受付(ストックヤード含む)の10名の方の内訳をお教え頂けますでしょうか。(例: 計量4名、ストックヤード6名)	明確な内訳は無く、搬入の状況等に応じて、流動的に勤務しています。
42	142	第3章	第2節	1 3)(2)	第1回質問に対する回答 No.117 市職員エリアの室配置について、要求水準の通りとするよう指示頂きました。 書庫について、設置階を1階とする理由・予定されている運用の仕方についてご教示ください。エレベーターも設けられており、上階への配置に大きな支障があることが想定できておりません。可能な限りの延床面積の縮減、管理棟諸室の建築面積の縮減のため、上階への配置を提案したいと考えています。	要求水準書を基本としつつ、延床面積の縮減、効率的な利用が可能となる等の理由がある場合は提案を可とします。
43	142	第3章	第2節	1 3)(2)	第1回質問に対する回答 No.117 市職員エリアの室配置について、要求水準の通りとするよう指示頂きました。 倉庫(防災備蓄スペース含む)について、設置階を1階とする理由・予定されている運用の仕方についてご教示ください。エレベーターも設けられており、上階への配置に大きな支障があることが想定できておりません。可能な限りの延床面積の縮減、管理棟諸室の建築面積の縮減のため、上階への配置を提案したいと考えています。	倉庫については、搬入、搬出の利便性確保の為、1階へ配置してください。
44	144	第3章	第2節	1 3)(2)	第1回質問に対する回答 No.119 屋上階まで行ける仕様のエレベーターの目的がメンテナンスのためや太陽光発電・屋上緑化等の見学ということがですが、屋上階の屋上緑化やその見学は要求水準ではなく提案によるものと理解していますが、その理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	154	第3章	第3節	1-1)-(3)	敷地外の窪地部分は盛土の上、砂利敷程度と考えてよろしいでしょうか。市道と同等の仕上とする場合は市道の標準図をご提示願います。ただし雨水排水は流域面積が増える為、基準に従えない可能性があります。	市道管理者との協議によります。
46	154	第3章	第3節	1 1) 3)	第1回質問に対する回答のNo.123において「市道法尻と焼却工場棟 計画地盤との間にある敷地境界外の窪地について、市道管理者と協議の上、本工事で事業者にて盛土により、市道と接続することも提案可能」とあります。また、実施方針等に関する質問回答No.17において「市道への取付道路の設置位置、幅員については事業者提案とする。」とありますが、市道への取付道路の設置個数についても市道管理者と協議の上、提案可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

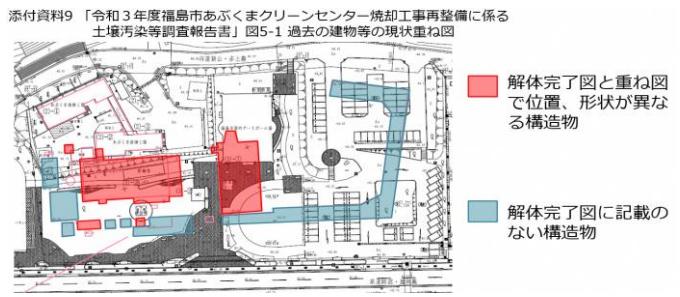
47	155	第3章	第3節	3-3)-(2)	要求水準書(設計・建設業務編)の第1回質問回答No.126において、公用パッカー車の用途は研修・庁内貸出等用とのことです、実際に一般ごみの収集に使用することはあるのでしょうか。車両からの臭気発生有無により、駐車場の配置を工夫するための確認です。	まれに一般ごみの収集にも使用され、車両から臭気が発生する場合がありますので、駐車場の配置を考慮してください。
48	157	第3章	第3節	4	ヘルシーランド福島への既存蒸気配管及び配管ピットの撤去工事は、ヘルシーランド福島の改修工事期間である令和9年(2027年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までに実施すればよいと考えてよろしいでしょうか。	ヘルシーランド福島の改修期間は現時点では未定です。

## 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	2	第1章	第1節	3 1) (2)	<p>第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 1 解体撤去を行う必要のある本工事施工の支障となる箇所について事業者において「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」をもとに想定するよう頂きました。 提示の図面から、以下の種類の地下構造物が残置されていると理解しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・存置配管（雨水排水設備（埋設）、雨水排水設備、フィールドアスレチック暗渠工）</li> <li>・存置杭（7構造物・建物分）</li> <li>・ヒューム管・擁壁（存置）、VU（存置）</li> <li>・旧岡山焼却場のごみピット（GL-2.0m以深）（要求水準書24頁第2章第4節 1 3)より）</li> </ul> <p>この理解で宜しいでしょうか。</p>	図面は一部誤りがありましたので修正します。 後日、CD等にてデータを提供します。
2	2	第1章	第1節	3 1) (2)	<p>第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 1 解体撤去を行う必要のある本工事施工の支障となる箇所について事業者において「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」をもとに想定するよう頂きました。 提示の図面からは、（仮称）福島市旧破碎工場等解体工事で撤去（搬出処分）される旧破碎工場他の各構造物（以下と想定しています）の基礎の撤去量が確認出来ません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・破碎投入棟</li> <li>・選別貯留棟</li> <li>・倉庫1、2、</li> <li>・福島市屋内ゲートボール場</li> </ul> <p>（仮称）福島市旧破碎工場等解体工事で撤去（搬出処分）される構造物の基礎の撤去量が推定できる図面について提供ください。</p>	添付資料を参照してください。 なお、別途発注の福島市旧破碎工場等解体工事において、地下構造物を撤去しますが、安全上の観点から現地盤面付近までの埋め戻し及び整地を行います。
3	2	第1章	第1節	3 1) (2)	第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 1 「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」の中に示されている「ヒューム管・擁壁」について、その設置高さ（=埋設深度）が確認出来ません。どの深度に存在しているのか指示頂くか、確認出来る資料についてご提示ください。	後日、CD等にてデータを提供します。
4	2	第1章	第1節	3 1) (2)	第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 1 解体撤去を行う必要のある本工事施工の支障となる箇所について事業者において「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」をもとに想定するよう頂きました。 本図のCADデータについて、ご提供お願いいたします。	後日、CD等にてデータを提供します。
5	2	第1章	第1節	3 1) (3)	<p>第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 2 提示の「05. 杭撤去図」に、以下の記載がありますが、これらの構造物は建設事業者が建設予定地の引渡を受ける段階で一部または全部が撤去されているものでしょうか。撤去・存置の計画について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼矢板SPIII L=70m 80枚（選別貯留棟廻り）</li> <li>・鋼矢板SPIII L=70m 143枚（破碎投入棟廻り）</li> <li>・鋼矢板SPIII L=90m 90枚（破碎投入棟廻り）</li> </ul>	旧破碎工場等解体工事用の矢板ですので撤去します。 なお、L=70mはL=7.0mの誤り、L=90mは、L=9.0mの誤りです。
6	2	第1章	第1節	3 1) (3)	第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 2 提示の「05. 杭撤去図」に、以下の記載があります、存置される旨の記載があります。その形状・構造・設置高等がわかる資料について、ご提示ください。 ・既存土留擁壁存置	後日、CD等にてデータを提供します。
7	2	第1章	第1節	3-1) (3)	建設予定地は、旧破碎工場やゲートボール棟、屋外便所棟が立地しているが、別途工事として（仮称）福島市旧破碎工場等解体工事により既設の解体は杭を含めて全て撤去する予定である。とありますが、検討した結果、撤去しなくても工事に影響がない既設の残置物（杭含む）については残置してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。

8	3	第1章	第1節	3 1) (4)	土壤汚染対策法第14条に基づく自主申請により建設予定地全域を形質変更時要届出区域として指定する方針が示されていますが、契約後の協議により、汚染が確認されていない敷地境界付近について形質変更時要届出区域の指定区域から除外していただくことは可能でしょうか。	契約時には、旧破碎工場等解体工事は着手しており、それ以前に「形質変更時要届出区域」の指定を受ける予定ですが、必要最小限の指定とする予定です。																																		
9	3	第1章	第1節	3 3) (4)	第1回質問（No. 10）”「一般廃棄物は本市受け取りとし、本市の負担により処理処分する」とありますが、処分先の一日当たりの受入可能量、運搬可能量をご教示いただけませんでしょうか。”に対して”実施時期に合わせて搬入先のあぶくまクリーンセンターと協議し決定することとなります。”との回答をいただきましたが、実施時期にあぶくまクリーンセンターとの協議結果により、一般廃棄物の受け入れが遅れ工事進捗に影響し工事工程の遅延が生じた場合、工期変更や工事遅延により生じる費用は協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																		
10	16	第2章	第1節	2 1)	第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 16 「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」においても岡山焼却場ピットの詳細確認出来ません。 岡山焼却場ピットの撤去・解体工事を計画するにあたり、 ・旧岡山焼却場の地盤面高（GLのTP表示レベル） ・ごみピット底レベル（床付レベル） についてご教示ください。	後日、CD等にてデータを提供します。																																		
11	16	第2章	第1節	2 1)	第1回質問に対する回答 2-2. 要求水準書（土壤汚染対策工事編）No. 16 旧岡山焼却場のピットの解体時の計画・検討のための岡山焼却場ピットの詳細に関して「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」より想定するように指示ありがとうございますが、後日配布資料「04. 福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」では、岡山焼却場ピットの詳細は分かりません。別資料「05. 杭撤去図」内表中の記載から、詳細を示す別資料が存在していると推察しますが、ご提供頂けないでしょうか。	後日、CD等にてデータを提供します。																																		
12	20	第2章	第2節	2 3)	第1回質問（No. 25）”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答をいただきましたが、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は総体として一般廃棄物であるとして、廃棄物混じり土等の分別の考え方は、以下と考えてよろしいでしょうか。  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">土壤に混在しているもの</th> <th rowspan="2">土壤と 混在物 の分別</th> <th rowspan="2">廃棄物分別後 の土壤<sup>*1</sup>の扱い</th> </tr> <tr> <th>No.</th> <th>廃棄物</th> <th>燃えがら (灰を含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>○</td> <td></td> <td>する</td> <td>汚染土または 埋戻し土</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>する<sup>*2</sup></td> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>○</td> <td>しない</td> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>しない</td> <td>一般廃棄物</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>しない<sup>*3</sup></td> <td>一般廃棄物</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup> No.2～4: 分別後の土壤には燃え殻が含まれる No.5: 分別後の土壤には廃棄物、燃え殻が含まれる <sup>*2</sup> 廃棄物を分別 <sup>*3</sup> No.22質問回答による</p>	土壤に混在しているもの			土壤と 混在物 の分別	廃棄物分別後 の土壤 <sup>*1</sup> の扱い	No.	廃棄物	燃えがら (灰を含む)	1	○		する	汚染土または 埋戻し土	2	○	○	する <sup>*2</sup>	一般廃棄物	3		○	しない	一般廃棄物	4			○	しない	一般廃棄物	5	○	○	しない <sup>*3</sup>	一般廃棄物	ご理解のとおりです。
土壤に混在しているもの			土壤と 混在物 の分別	廃棄物分別後 の土壤 <sup>*1</sup> の扱い																																				
No.	廃棄物	燃えがら (灰を含む)																																						
1	○		する	汚染土または 埋戻し土																																				
2	○	○	する <sup>*2</sup>	一般廃棄物																																				
3		○	しない	一般廃棄物																																				
4			○	しない	一般廃棄物																																			
5	○	○	しない <sup>*3</sup>	一般廃棄物																																				
13	20	第2章	第2節	2 3)	第1回質問（No. 25）”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答をいただきましたが、ダイオキシン類基準不適合土壤は、添付資料9で示されている灰や燃え殻混じり土の灰や燃え殻部分の調査により確認されていることから、ダイオキシン類基準超過土壤は一般廃棄物と理解し、運搬処分は貴市で行われると考えてよろしいでしょうか。	ダイオキシン類基準不適合土壤は、基本的には汚染土壤ですが、灰や燃え殻等の廃棄物が含まれているため一般廃棄物扱いとなります。処理にあたっては、本市からの直接委託という形で、事業者において運搬・処理・処分していただくようになります。																																		
14	20	第2章	第2節	2 3)	第1回質問（No. 25）”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答をいただきましたが、ダイオキシン類の基準に適合している灰や燃え殻が混じった汚染のない土壤についても一般廃棄物と理解した場合、運搬処分は貴市で行われると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。																																		

15	20	第2章	第2節	2 3)	<p>第1回質問（No. 25）での”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”の内容に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答をいただいておりますが、事業者がダイオキシン類基準不適合土壤を一般廃棄物として運搬処分を行う場合、</p> <p>Q1. 貴市内の一般廃棄物処分場で処分可能でしょうか。</p> <p>Q2. 貴市内に処分可能な一般廃棄物処分場がなく、他自治体にある一般廃棄物処分場で処分する場合、貴市は受入先の自治体と協議し、a) ダイオキシン類基準不適合土壤を一般廃棄物として取扱うこと、および、 b) 受入の了解を得ていただける、と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>Q3. 他自治体にある一般廃棄物処分場で処分する場合、事業者で運搬許可のある車両の確保が困難なため、運搬については貴市所掌と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>A1. 本市の処分場での受入れは出来ません。</p> <p>A2. ご理解のとおりです。</p> <p>A3. 本市からの直接委託で運搬する場合は、許可不要となります。事業者所掌として運搬してください。</p>
16	20	第2章	第2節	2 3)	第1回質問（No. 25）での”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”の内容に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答をいただいておりますが、実施時の協議により、ダイオキシン類基準不適合土壤を産業廃棄物または土壤として扱うことは可能でしょうか。	第1回質問（No. 25）回答のとおりです。
17	20	第2章	第2節	2 3)	第1回質問（No. 25）での”250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤は、管理型処分場への搬入にあたり、産業廃棄物として取り扱って宜しいでしょうか。”の内容に対して”基本的には、灰や燃え殻が混じった汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。”との回答から、ダイオキシン類基準不適合の有無や土壤汚染の有無にかかわらず、灰や燃え殻が混じった土壤は一般廃棄物として扱うものと考えますが、その場合、場内での保管や再利用は、廃棄物の不法投棄にあたる可能性があるため、場内保管または場内再利用のために、灰や燃え殻が混じった土壤は廃棄物（一般廃棄物または産業廃棄物）ではなく、土壤として扱うと考えてよろしいでしょうか。	ダイオキシン基準不適合土壤は、市外の管理型処分場で処分してください。 基準超過していない灰や燃え殻が混じた土壤については、一般廃棄物として取り扱い、場内再利用はせずに本市で運搬処分します。
18	20	第2章	第2節	2-3)	要求水準書（土壤汚染対策工事編）の第1回質問回答No. 25において、「基本的には、灰や燃え殻が混じた汚染土壤は、旧焼却工場由来の為、一般廃棄物扱いとなります。」とご回答をいただきましたが、250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤を貴市が所有されている最終処分場にて無償で受け入れていただけると考えてよろしいでしょうか。	汚染土壤を受入れ可能な管理型処分場で処分する必要がありますので、本市処分場での受入れは出来ません。
19	20	第2章	第2節	2-3)	250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤を貴市が所有されている最終処分場で処分する際の費用が有償で、且つ事業者負担の場合、最終処分単価をご教示下さい。	No. 18を参照してください。
20	20	第2章	第2節	2-3)	250pg-TEQ/g以上3,000pg-TEQ/g未満のダイオキシン類基準不適合土壤の最終処分地までの運搬が事業者範囲の場合、最終処分地の住所をご教示下さい。	本市で処分先の指定は行いませんが、秋田県内の管理型最終処分場での処分を想定しています。
21	21	第2章	第2節	4 2)	「残置した汚染土壤の上部には、汚染拡散防止のための盛土または舗装を施すこと」に関して、残置された汚染土とは、建設工事に伴う掘削により発生したダイオキシン類以外の埋設保管される基準不適合土壤のことを指すのでしょうか。または、建設工事に伴う掘削工事の範囲以外の建設予定地内に残存するダイオキシン類以外の埋設保管される基準不適合土壤（建物下、建物下以外共）を指すのでしょうか。	後者を指します。
22	22	第2章	第2節	4 2)	舗装または覆土措置のイメージ（参考）のうち、舗装措置としてアスファルト舗装による措置が例示されていますが、直接撲取によるリスクに係る措置として土壤汚染対策ガイドラインに例示される措置であればアスファルト舗装に拘るものではない、と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	27	第2章	第5節	3	要求水準書（土壤汚染対策工事編）の第1回質問回答No. 8において、埋設構造物現況重ね図、福島市旧破碎工場等解体工事完了図、杭撤去図を提示いただきましたが、旧岡山焼却場に関わる構造物につきましては深度、厚み等が不明です。図面等がありましたらご提示願います。	後日、CD等にてデータを提供します。
24	27	第2章	第5節	3	図11-1-配置図（撤去後）の存置杭表において以下の杭が欠落しているように見受けられますのでご確認願います。 旧岡山焼却場AエリアのRC杭6.7m 5本、7.5m 3本 灰出しピットAエリアのRC杭5.6m 6本	図面を訂正します。 後日、CD等にてデータを提供します。

25	添付 09. R3土壤汚染等調査報告書 図5-1		<p>第1回質問（No.19）の”「添付資料9 R3土壤汚染等調査報告書 図5-1 過去の建物等の現況重ね図」（以下、重ね図）に示されている建物等の地下残置物の状況（残置躯体の平面形状・深さ、残置杭の径・長さ等）をご教示いただけますでしょうか。”に対して、追加資料「04. 福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」（以下、解体完了図）を配布いたしましたが、重ね図と解体完了図との以下の差異について確認ください。</p> <p>①下図の赤範囲の地下構造物の位置、形状が重ね図と解体完了図で異なります。</p> <p>②赤範囲の地下構造物が解体完了図で（撤去済）との記載ですが、基礎まで撤去済みで杭のみ残置と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>③赤範囲の地下構造物が解体完了図と重ね図で、位置、形状が若干異なります。位置、形状は解体完了図を正と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>④青範囲の地下構造物が解体完了図に記載ありませんが、基礎、杭共に撤去済みと考えて宜しいでしょうか。</p>  <p>解体完了図と重ね図で位置、形状が異なる構造物</p> <p>解体完了図に記載のない構造物</p>	「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」を正としてください。
26	第1回質疑回答時配布資料		<p>「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」には用地内の”埋設物存置”と”埋設部撤去”的部分がそれぞれ示されていますが、”埋設物撤去”とされている部分は、図示されている既存基礎、残置杭、排水管等は撤去済みと考えてよろしいでしょうか。</p> 	<p>図面中に残置しているものは全て残置しています。例えば、雨水排水管は埋設物撤去範囲において撤去済みですが、埋設物残置範囲では残置しています。ヒューム管・擁壁は全範囲において残置しています。破碎投入棟・選別貯留棟は杭も含め全て撤去済みです。岡山焼却場の設備室・灰出ビット・煙突はGLからフーチングまで撤去済みですが、杭は残置しています。岡山焼却場のごみビットは残置しています。</p>

## 2-3. 要求水準書（運営・維持管理業務編）

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	15	第3章	第2節	1 1)	試運転期間中の受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行等の業務は貴市が行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	37	第9章	第3節	1)	要求水準書(運営・維持管理業務編)の第1回質問回答No. 46において、ペット処理の料金徴収用の料金徴収機(レジスター)は事業者範囲とのことですが、計量システムとの連携は不要と考えてよろしいでしょうか。許可業者など、月払いの場合でも、別途貴市より発行される請求書に対する徴収のため、計量システムとの連携は不要と考えております。	連系を含めた提案を可とします。

## 3. 優先交渉権者決定基準書

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	4	3	(2)	1) 表-1	<p>運営保全業務/協力連携/支援及び協力体制にて、あらかわクリーンセンターとの協力体制についての提案が求められています。提案内容をより具体的に検討するために、貴市を含め、既存のあぶくまクリーンセンターおよびあらかわクリーンセンターで実施している内容について、以下ご教示頂けますでしょうか。</p> <p>①災害対策として、貴市・あらかわクリーンセンター・あぶくまクリーンセンターでの災害協定などは存在しますでしょうか。</p> <p>②東日本大震災や過去の大規模地震後に持込ごみが増加した場合、市民へのアナウンスを含め、両クリーンセンターへの搬入量の調整はどうなっていますでしょうか。</p> <p>③どちらかのクリーンセンターで予期せぬ停止があった場合や繁忙期のごみ量増加の場合において、両クリーンセンター間で搬入量の調整は行っていますでしょうか。その場合、過去の実績における、1年あたりのごみ搬入量調整回数、調整が多い時期、調整時の受入れ量（t/回）など、可能な範囲で情報提示頂けますでしょうか。</p> <p>④定期修繕時期について、両クリーンセンターにおいて停止時期を調整していますでしょうか。その場合、停止時期は定期的に調整協議をし年度ごとに見直すなど、柔軟に時期を調整しているのでしょうか。</p>	<p>①②本市においては、令和4年4月に「福島市災害廃棄物処理計画」を策定しており、災害発生時にはこの計画に基づき、市民への広報も含め、全庁的な対応をとることとなっています。災害時におけるあぶくまCC及びあらかわCCの災害ごみ（可燃物）については、通常分のごみに加え、ピット残量を踏まえながら、両センター職員で追加分の調整を行い、対応することとなります。</p> <p>③④両センターにおいては、年間を通じて、定期的に搬入量の調整を職員が行っていますが、その中で繁忙期や各センターの定期修繕時期等も加味しながら、対応しています。基本的にはあぶくまCCに寄せる形で調整していますが、具体的には後日CD等にて提供するデータを参照してください。</p>
2	4	3	(2)	1)表-1	<p>「代表企業による、SPCに対する支援体制及び支援策（人的支援・技術的支援・財政的支援）、あらかわクリーンセンターを含む市との協力体制について実効性のある提案がなされているか。」</p> <p>に関して、「あらかわクリーンセンターを含む市との協力体制」との記載がありますが、要求水準書では、本件に関して「本市は、本施設、あらかわクリーンセンター、両施設間の搬入焼却計画等の調整を行う。運営事業者は、本市が行う調整業務に協力すること。」に以外の記載がありません。</p> <p>搬入調整以外での協力体制に関して実効性のあるご提案をさせて頂くために、現時点でのあらかわクリーンセンター、あぶくまクリーンセンターにおける協力体制実状及び課題、また更新されるあぶくまクリーンセンターに対しての要望を踏まえたご要求事項をご提示して頂きたく宜しくお願い致します。</p>	<p>両センターの搬入量調整以外の協力体制としては、工場内の事故や搬入業者に係る情報共有等が挙げられます。</p> <p>課題・要望としては、各センターで異なるシステムを使用しているため、共通のシステムであればデータ共有が可能となり、より効率的な施設管理が可能となるものと見込まれます。</p>

## 7. 運営業務委託契約書（案）

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	運営業務委託契約書 15	第3章	第2節	1 1)	<p>「搬入出車両を計量棟において受付、計量、記録、確認、管理、料金徴収、納付書・領収書発行を行うこととし、これら業務は本市が行う。」とあります。</p> <p>貴市が行うごみ処理手数料の徴収作業の効率化と、一般持込み者の方の利便性向上を目的に、料金徴収にキャッシュレス決済の導入を提案することは可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、決済手数料としてカード会社及びカードサービス代行会社に徴収料金の2~3%が自動的に引き落とされることになり、その分貴市に納入される徴収金額が減額されることになりますが、許容いただくことは可能でしょうか。また、年間の徴収金額の実績値をご教示ください。</p>	<p>現在、市民持ち込みの家庭ごみの処理手数料は無料、事業者持ち込み分は大半が月払い（納付書）となっています。一方、小動物焼却については、年間約2,100頭のうち約1,700頭分の手数料（約2,500千円）を管理棟で現金徴収しています。したがって、上記を踏まえた提案は可とします。また、手数料については本市負担の方向で検討します。</p> <p>なお、あぶくまクリーンセンターの事業者持ち込みに係る手数料は、約59,000千円（令和2年度）となっています。</p>

## 8. 様式集

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1					様式集の第1回質問回答No. 1において、各様式の年月について和暦で記載のことですが、西暦を併記してもよろしいでしょうか。	西暦の併記も可とします。
2		様式 5-6			駐輪場や歩行用シェルター等でエクステリア既製品を使う場合も提出が必要となるかご教示下さい。	既製品については、各部寸法、面積等が確認できるカタログ等の写しの提出を可とします。
3		様式6-2			二期工事完了後、約17年間使用する配置・動線計画は、提案書の審査対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4		様式6-2			本事業範囲の外構における、路面サインや案内看板は二期工事の際に内容変更が生じますが、その変更工事は、本事業で見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

5	様式 6-9		募集要項等に関する第1回質問に対する回答No.49より、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は、購入電力由来についても考慮しないものとするとあります、一方で運転計画等（様式5-11）と整合を図ることとあります。運転計画等（様式5-11）の購入電力量・売電電力量についても資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給は考慮しないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 様式6-9について、様式5-11と整合を求めるものは運転条件（全炉停止・1炉稼働・2炉稼働日数、停止回数、負荷率等）であり、様式5-11の（1）運転計画に該当するものです。 一方、様式5-11の（2）発電等計画には、第1回質問回答様式集No45の回答の通り、資源化工場及びヘルシーランド福島への電力供給及び熱供給のための使用電力量を考慮したものとしてください。 したがって、様式6-9の運転条件は、様式5-11と同様の条件とし、様式6-9の電力は資源化工場とヘルシーランド福島への電力供給は考慮せず、様式5-11の電力は同2施設への供給を考慮するものとします。
6	様式 6-10		低質・基準・高質の各ごみ質時及び定格設計点のごみ質時における発電電力量及び発電効率等を以下の表形式で明記することとありますが、評価の視点である『発電効率、発電量、売電量向上のための積極的な提案がなされているか。』については、最も発生確率の高い基準ごみ質時において最大化となる提案をすれば宜しいでしょうか。高質ごみ・低質ごみ質時の評価の取り扱いについてご教示下さい。	様式6-10に記載された内容全てについて評価するものであり、基準ごみ時だけでなく高質ごみ時・低質ごみ時の数値についても評価対象とします。
7	様式6-10		様式6-10に関して定格設計点に記載する運転条件は事業者提案とありますが、公正な競争にするため、記載する内容について下記認識で間違いないかご確認いただけないでしょうか。  低質ごみ時、基準ごみ時、高質ごみ時の列：年間を通して同一ごみ質条件で運転する場合に、年間売電量が最大となるよう運転負荷率を調整する際の各種数値を記載する。 定格設計点の列：年間ごみ処理量29,272t、2炉運転時はタービン定格設計点で運転する場合の各種数値を記載し、運転負荷率は事業者提案とする。  また、最終的な評価は受入頻度が高い基準ごみ時における年間合計売電量と理解してよろしいでしょうか。 もしくは、各ごみ質の受入頻度に応じて評価点数が重みづけされるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段は、No. 6を参照してください。
8	様式6-10		年間の電力収支において、低質ごみ時、基準ごみ時、高質ごみ時、定格設計点の4ケースを提示しますが、評価は、様式6-9と同様に基準ごみ質時での電力収支によるものと考えてよろしいでしょうか。 (4ケースの平均値で評価される場合、定格設計点を高質ごみとして、発電量を多くし、低質ごみ時は、助燃により発電量を増加させるなどの方法により、実運転ではない条件で提示することが可能です)	No. 6を参照してください。
9	様式6-12		年間の灰・飛灰搬出量について、低質ごみ時、基準ごみ時、高質ごみ時の3ケースを提示しますが、評価は様式6-9と同様に基準ごみ質時の搬出量によるものと見てよろしいでしょうか。 (3ケースの平均値で評価される場合、実運転では可能性の少ない、低質ごみ時や高質ごみ時の搬出量を意図的に少なく提示することができます)	様式6-12に記載された内容全てについて評価するものであり、基準ごみ時だけでなく高質ごみ時・低質ごみ時の数値についても評価対象とします。
10	様式6-15		既存施設の煙突は八角形で白鳥のデザインを施す等、工夫がされています。今回も煙突の形状、材料、色彩等の提案が求められていますが、既存施設の煙突は周辺の自然環境と調和しているとのお考えか参考に聞かせていただけないでしょうか。	既存工場のデザインにこだわらず、周辺環境への調和を図り、清掃工場のイメージアップにつながるような提案を期待します。
11	様式6-15		既存施設は植栽によって工場棟が周辺から見えない状況です。本事業においても植栽で工場棟を隠す方がよいとお考えでしょうか。	要求水準書のとおりです。
12	様式6-24		代表企業に求める貴市との協力体制とは、貴市の環境事業全般の推進について支援や協力をを行う体制であると考えてよろしいでしょうか。	提案者の判断とします。
13	様式6-26		災害廃棄物の受け入れは、一期工事完了後だけでなく二期工事完了後のスペースも含めて提案すると考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
14	様式6-26		本施設で受け入れる災害廃棄物は、令和4年4月公表の福島市災害廃棄物処理計画に基づき、仮置き場で選別後の可燃物であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	様式6-26		二期工事完了後のスペースも含めて、災害廃棄物の受け入れについて提案が可能な場合、二期工事完了後の配置・動線計画について提案してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
16	様式6-31		全体事業費における、地元発注予定額などの程度か。（本市にある本社または本店、一次下請（運営は二次下請を含む）、雇用人数に対する金額）。とありますが、雇用人数に関しては備考欄に記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

17	様式 6-31		第1回質問に対する回答27/32頁のNo. 56の後段に係る1次下請への発注額の加算方法については、以下の理解で宜しいでしょうか。 地元企業Aと地元以外の企業Bで組成する甲型JVがプラントメーカーと乙型JVを組成した場合、甲型JVから1次下請への発注額は甲型JVにおける地元企業Aの出資比率分を除く金額を地元企業への発注額と認識する。 (計算式：甲型JVから1次下請けへの地元発注額=地元企業Cへの発注額×(100%-地元企業Aの出資比率)) (例：甲型JVの構成比率が地元以外：地元企業=6:4の甲型JVの全体が10億円、甲型JVから1次下請けとして地元企業に5億円を発注する場合 地元発注額=10億円×0.4(地元企業のJV比率分)+5億円×(1-0.4)=7億円))	ご理解のとおりです。
18	excel版 様式7-2, 7-13		様式7-2（運営・維持管理業務費）に記載する金額は、様式7-13（事業収支表）のうち、「II. 営業費用」の内訳であると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	excel版 様式7-2, 7-13		様式7-2（運営・維持管理業務費）の※6に「運営固定費は、事業期間を通じて平均した費用とすること。」とのご記載がございますが、様式7-13（事業収支表）のうち、「I. 営業収益」および「II. 営業費用」のどちらも平均した費用とするものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	excel版 様式7-6～12		様式7-6から7-12に記載する金額は、様式7-2の内訳であると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	excel版 様式7-13		損益計算書の※6にご記載の通り、運営開始前の開業費は、運営費の欄の令和5年度～令和9年度に計上することとなります。I. 営業収入においては、令和10年度に一括して計上するのか、または令和10年度～20年間に割り振って計上するのかは事業者提案であると理解して宜しいでしょうか。	令和10年度からの20年間に割り振って計上してください。

## 9. 提出書類の作成要領

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	1	1	2)		副本は企業名が特定できないような記載方法をいたしますが、正本については図書の冒頭に読替表（企業A=○○株式会社、企業B=△△株式会社 等）を添付する形での対応とさせていただいてもよろしいでしょうか。	正本は、読替表では無く企業名を直接記載してください。
2	7	2	(4)	3)	A4で複数ページとなる様式については、A4×2枚をA3×1枚としてもよろしいでしょうか。	A4両面を基本とします。ただし、紙面を大きく使って図解した方が分かりやすい様式については、A4・2ページ分をA3・1枚で片面印刷の上、A4サイズに折り込んで提出することを可とします。
3	7	2	(4)	3)	関心表明書の他に、各様式を補足する添付資料を提出してもよろしいでしょうか。	不可とします。
4	7	2	(4)	3)	非価格要素審査に関する提出書類はA4縦長とありますが、紙面を大きく使って図解した方が分かりやすい様式については、A4・2ページ分をA3・1枚で片面印刷の上、A4サイズに折り込んでの提出としても宜しいでしょうか。	No.2を参照してください。
5	11	3	(1)	1)	提出書類について、作成要領の第1回質問回答No. 8において、「提出書類の副本には様式6-31の関心表明欄以外に企業名を記載しないこととしてください。」とのご回答をいただきましたが、企業名を記載できるのは、様式6-31の表と関心表明書であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 10. 添付資料

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回答
1	添付資料 1				第1回質問に対する回答 10. 添付資料 No.3 建設予定地東側市道敷について別途整備予定はないとのことですですが、提案として建設予定地地盤面高さ迄埋め戻し整備するなどを計画することは認められますでしょうか。	提案を可とします。
2	添付資料 8 01.p9	4	4	図4-2	第1回質問に対する回答 10. 添付資料 No.17 「埋設配管(ふつ素、ほう素含有排水)については、現工場で使用中の排水経路となりますので撤去不可」とのことです。埋設配管(ふつ素、ほう素含有排水)の設置深度、配管径・材質等確認出来る資料について、ご提示ください。	後日、CD等にてデータを提供します。

					福島市旧破碎工場等解体工事後完了図を正としてください。
3	添付資料 9 p60	5	5	第1回質問に対する回答 10.添付資料 No. 19, 23, 24 別質問で提供頂いた資料「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」に示されている、地下構造物の形状、形状、数量等多くの差異が確認されます。（例えば、擁壁の形状など） また、今回提示頂いた添付資料9 p60 「図5-1 過去の建物棟の現状重ね図」のCADデータ内にある、埋設配管の経路も前出「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」に記載されるものと異なります。 第1回質問に対する回答として提示頂いた「福島市旧破碎工場等解体工事後完了図」を正しい内容として、本図「図5-1 過去の建物棟の現状重ね図」は無効な資料として見積計画に用いないことで宜しいでしょうか。 本図「図5-1 過去の建物棟の現状重ね図」を見積計画に用いる場合は、図面に示される平面的な構造物の分布以外の、埋設深度やその厚さ・材質情報が不足していますので、ご提示ください。	福島市旧破碎工場等解体工事後完了図を正としてください。
4	添付資料 12			表2-9~2-11の時間帯別搬入出車両台数で、受付時間外の12時台に委託車両の搬入がありますが、どのような時にこの時間帯に搬入されるのかご教示ください。	繁忙期等で午前の受付終了間際に順番待ちをしていた搬入車と推測されます。
5	添付資料 12			表2-9~2-11の時間帯別搬入出車両台数で、受付時間外の12時台に委託車両の搬入がありますが、新工場稼働後も受付時間外に搬入されると考えてよろしいでしょうか。	繁忙期等では、臨機応変に対応していただく必要があります。
6	追加添付 資料13			第1回質問回答に合わせて受領した追加添付資料13の家庭系ごみ搬入実績ですが、家庭系以外も含めたすべての日別搬入実績（量・台数）を提供していただけないでしょうか。	後日、CD等にてデータを提供します。
7	追加添付 資料			【11. 埋設構造物現況図重ね図221028-02.dwg 「図5-1_過去の建築物等の現況重ね図」】にある過去の建築物のデータと、【04. 福島市旧破碎工場等解体工事完了図.pdf 「11-1_配置図（撤去後）」】の図面とで、構造物の種類、配置等に違いが見受けられます。【04. 福島市旧破碎工場等解体工事完了図.pdf 「11-1_配置図（撤去後）」】の資料を基に計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。